**平成２２年（フ）第４１２号**
福井県勝山市片瀬町２丁目317番地
破産者　荒木　康弘
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第１４号**
福井県小浜市湯岡第18号９番地の１
破産者　永塩　一弥
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

**平成２２年（フ）第２４８号**
長野県上田市五加1122番地１　市住Ｕ棟724号
破産者　前山　伸也
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

**平成２２年（フ）第７９４号**
静岡県磐田市西貝塚3618番地３　カトレアⅢ―103号、旧住所静岡市駿河区西脇67番地の３
破産者　山本　秀利
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１３８号**
静岡市駿河区高松１丁目―23―１　サンハイツ302号室、住民票上の住所静岡市駿河区下島484番地の７
破産者　中井　建男
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１９４号**
兵庫県尼崎市塚口町３丁目４番地の７
破産者　岸野　嘉美
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第２５号**
兵庫県明石市魚住町清水111番地の１　ライオンズマンション801号、旧住所神戸市西区上新地１丁目21番地の11
破産者　嵐山　生紀
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２３年（フ）第７３号**
兵庫県明石市野々上１丁目２番地の22　明鳥住宅２―２―20号
破産者　玉木　武巳
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２３年（フ）第７９号**
兵庫県明石市藤江1278番地の４
破産者　山本つや子
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２２年（フ）第６０５号**
奈良県生駒市東生駒月見町132番地５
破産者　仲村　好章
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

**平成２２年（フ）第７０９号**
奈良県生駒市西菜畑町1595番地
破産者　栄信住建こと　濵口　康信
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

**平成２１年（フ）第１３１号**
熊本県荒尾市樺1187番地１
破産者　中山まゆみ
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

**平成２２年（フ）第５９号**
熊本県玉名郡玉東町大字稲佐97番地１
破産者　藤本　浩二
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

**平成２３年（フ）第９号**
熊本県菊池市雪野944番地１
破産者　大塚　惟忠
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

**平成２３年（フ）第５号**
熊本県葦北郡芦北町大字海浦451番地
破産者　溝口　松子
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

**平成２３年（フ）第５号**
熊本県天草市御所浦町横浦991番地
破産者　福林　敏和
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部

**平成２３年（フ）第９号**
熊本県天草郡苓北町志岐1796番地
破産者　山﨑　勝一
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部

**平成２２年（フ）第３１３号**
大分市大字野津原1718番地
破産者　相沢　久男
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２３年（フ）第１号**
大分市舞鶴町１丁目２番17号　セゾン舞鶴1202
破産者　大石　敬介
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２３年（フ）第７４号**
大分市大字葛木315番地の４
破産者　進来　照子
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係